

まえがき

「倫理なんて研究者の自由を縛る余計なものだし、説教臭くてかったるくて格好悪い」、そう思っている人もいるだろう。でも、それはちょっと違う。研究倫理についてよく知っていることは、実は、デキる研究者の証である。そして、研究倫理の達人は研究者として信頼できる。なぜそう言えるのか？

研究倫理について考えるためには、研究者とはそもそも何者であり、誰からどのような期待と援助を受けて、どのような場所で生かされている存在なのかを改めて見つめ直す必要がある。要するに、研究者としての己をよく知らなければならない、ということだ。どんな仕事にも共通することだが、己をよく知らない人に仕事がよくできる人はいない。研究の世界も同じだ。良質の研究成果を上げる人は、己をよく知っている。そして、他の人々が何を考え、何を求め、何を是としているのかをもよく知っている。それは、研究倫理に通ずることに等しい。これが「研究倫理の達人は研究者として信頼できる」ということの理由だ。

また、良質の研究成果を上げられる研究者は、自分の研究がどのような文脈の中でどのような意味を持ちうるかを見通す力をもっている。この種の力は、良質の研究を生み出すために不可欠の資質だ。こうした資質の持ち主は、研究遂行上、何をすべきかをよく知っている。例えば、ありもしないことをでっちあげたり、自分に都合のいいように事実を捻じ曲げたり、他人の考えを盗用したりすることは、研究にまったく必要でないことを彼らはよく分かっている。これもまたどんな仕事にも共通することだが、己が何に取り組んでいて何をやる必要があるのかをよく知らない人に仕事がよくできる人はいない。自分の研究に対して誠実であること、これは研究倫理の基本だ。やるべきことを知っているデキる研究者は、研究倫理についてもよく分かっている。これが、「研究倫理についてよく知っていることはデキる研究者の証である」ということの理由だ。

とはいえ、己を知り、己の取り組みをよく知っていてもなお、人が人であ

る以上、完全無欠であることはできないというのもまた、ほろ苦い事実である。それをわきまえていてなお、開き直らない。そうしたバランスを維持できる人こそが、研究倫理の達人と呼ばれるにふさわしい。これは、間違いを間違いとして認め、事実を事実として受け入れながら、新しい発見を目指して進めていく学術研究の営み全般に求められるものでもあろう。

本書は、そんな信頼できる、デキる研究者を目指す人たちに是非知っておいてもらいたい研究倫理のエッセンスがたくさん詰まった本格的なガイドブックである。しかも、本書のターゲットはとりわけ人文・社会科学系の研究に携わる人びとである。

もちろん、人文・社会科学系と一口に言っても、流儀も方法もテーマも異なる多様な研究活動があり、そこに共通する研究倫理のあり方を見出すことは簡単ではない。そこで本書は、2つの重層性、すなわち、研究倫理そのもののもつ重層性と、多様な領域別のあり方のもつ重層性とを読者のみなさんにお伝えすることを編集方針として選んだ。序章から第6章までの本文では、いわば縦系として、研究倫理そのもののもつ重層性（研究方法の倫理から研究政策の倫理まで）が示されている。他方、研究方法別コラムと分野別コラムでは、いわば横系として、多様な領域別のあり方のもつ重層性（文献研究から実験研究、さらにはジェンダー問題まで）が示されている。この2つの糸が織り合わさることで、日々の研究活動の中で研究倫理上のさまざまな問題やジレンマに直面している研究者の方々、研究者を目指す学生のみなさん、そして、研究支援職の方々に、それぞれの視点から、人文・社会科学系の学問に通底する研究倫理のあり方を考える糸口が与えられるだろうと期待している。そして、倫理は時間をかけてじっくりと身につけていくものなので、一度通読して終わらせずに、折に触れて何度も本書を読み返してほしいと思う。

それでは、みなさん、お説教ではない、信頼できる、デキる研究者を目指す人のための研究倫理ガイドブックをお楽しみください。

編者

目 次

まえがき iii

序章 今、なぜ研究倫理なのか	1
1 はじめに	1
2 研究とそれを取り巻く現代的状況	1
3 「研究」、「倫理」、「研究倫理」	2
4 研究不正	4
5 研究不正とグレーゾーン問題	5
6 研究倫理の射程	6
7 研究倫理をめぐる2つの誤解①	
——研究倫理は単なるコンプライアンス	7
8 研究倫理をめぐる2つの誤解②	
——研究倫理は難しい学術研究	8
9 専門職倫理としての研究（者）倫理	10
10 専門職の倫理綱領と3つの倫理モデル	11
11 研究者の徳目	13
12 倫理テスト	17
(1) 専門職テスト	17
(2) 普遍化可能性テスト	18
(3) 危害防止テスト	18
(4) 公開可能性テスト	18
13 倫理テストの使い方	18
14 倫理テストの予行演習	21
15 研究倫理はなぜ必要か	24
16 なぜ、研究倫理か？	24

第1章 研究方法に関する倫理問題 27

▽話し合ってみよう▲ 27

- 1 文献研究 29
- 2 歴史的価値を持つ資料を扱う研究 31
- 3 人間を対象とした研究——信頼関係と成果の還元 34
- 4 人権の尊重とインフォームド・コンセント 40
- 5 領域横断的な研究プロジェクトの場合 42
- 6 残された論点——倫理綱領で網羅できない問題としての研究倫理 44
- 7 結論 46

◇◆研究方法別 Column ◆◇

- ① 文献研究 50
- ② インタビュー調査 56
- ③ フィールドワーク 61
- ④ アクションリサーチ 68
- ⑤ 社会調査 76
- ⑥ 実験 82

第2章 研究計画・遂行・成果発表に関する倫理問題 89

▽話し合ってみよう▲ 89

- 1 はじめに 90
- 2 研究上の不正行為をめぐる状況 91
 - (1) 不正行為はわずかか？ 91
 - (2) 不正行為を誘う要因や誘惑の増加 92
 - (3) 理想と現実の乖離 92
 - (4) 科学研究の商業化 94
- 3 研究活動の現実 95
 - (1) 明らかな不正行為と理想的な研究行為 95
 - (2) 責任ある研究活動 97
 - (3) 好ましくない研究活動 100

4 研究行為のマネジメントに関する具体的問題	103
(1)計画段階の問題	103
(2)実行段階の問題	108
5 おわりに	111

第3章 研究における不正行為 113

▽話し合ってみよう▲	113
1 はじめに	114
2 研究不正とは？	115
(1)「捏造」、「改ざん」、「盗用」	116
(2)「オーサーシップ」	118
(3)「二重投稿」	118
(4)「研究費の流用」	119
3 研究不正の背景	120
4 人文・社会科学系研究における研究不正の特徴	123
5 人文・社会科学系研究における研究不正予防のために	125
6 おわりに	127

第4章 指導教員・研究機関の責任 129

▽話し合ってみよう▲	129
1 はじめに	130
2 研究環境の問題領域	132
3 組織倫理の一般的問題	135
4 管理職の課題	138
(1)ミッションの明確化と倫理規範	139
(2)目標設定	142
(3)インセンティブ制度	144
(4)雇用	145
(5)研究管理	146
(6)教育訓練	147

- 5 指導教員の課題 149
 - (1) 目標設定とインセンティブ 150
 - (2) 研究管理と教育訓練 151

第5章 研究者の社会的責任 155

- ▽話し合ってみよう▲ 155
 - 1 はじめに 156
 - 2 研究者の社会的責任とは 157
 - 3 学会ジェンダー問題 159
 - 4 時事問題への対応 166
 - 5 通俗化と相互批判——脳ブームの事例 172
 - 6 専門性の否定と市民の知 177

第6章 行政・社会のあり方と研究者の倫理 183

- ▽話し合ってみよう▲ 183
 - 1 文部科学省による研究不正ガイドライン 186
 - (1) ある専門調査員による総評 186
 - (2) 科学研究の社会的基盤 187
 - (3) 研究の独立性と自律性 189
 - (4) 研究不正対応の二つの方向性 191
 - (5) 研究不正の通報 193
 - (6) ウェブ上での研究不正の告発 194
 - (7) 研究倫理教育の支援 195
 - (8) 研究者コミュニティと行政の立ち位置 196
 - (9) 不正への取り組みのオープンネス 197
 - 2 研究不正をめぐる社会と行政の応酬
 - 新ガイドラインに対するパブリックコメントより 198
 - (1) 研究者・研究機関の負担 199
 - (2) 不正防止強化と厳罰化 200
 - (3) 調査・措置の公正さ 200

- (4)ウェブ上の情報の扱い 201
- (5)不正が誘発される環境の改善 202
- 3 研究不正が起こる背景という争点 203
 - (1)新旧ガイドラインの相違点 203
 - (2)研究不正と教育行政に関する社会からの眼差し 205

☆☆分野別 Column ☆☆

- 1 人文・社会科学系研究者とジェンダー問題 209
- 2 地域研究における非民主主義体制研究と研究倫理 217
- 3 経済学を用いた政策提言について 222
- 4 ジャーナリズム研究と二次被害 230
- 5 法学研究における研究倫理 237

- 付録◆人文・社会科学系における研究不正の事例 243

あとがき 247

索引 251

序章

今、なぜ研究倫理なのか

■ 1 はじめに

あなたが今、このページを開いた理由や経緯はさまざまかもしれない。しかし、あなたをはじめとする本書の読者に共通するのは、研究倫理について何らかの興味や関心があるということだろう。その興味や関心は、研究倫理が必要とされていることや研究倫理が守られていないことに端を発するのかもしれない。本章では、「研究者には研究倫理が求められている」という私たちの多くが共通に抱いている問題意識から議論を進めて、「今、なぜ研究倫理なのか」という問いについて考えていきたい。

■ 2 研究とそれを取り巻く現代的状況

まずは少しだけ、大上段の「そもそも論」から始めよう。研究（研究者が業務として行う学術上の研究）とは、人類の英知の発展と深化に寄与するという重要な公共的価値の実現を目指す、崇高な営みである。研究を行うのは、その道の専門職業人としての研究者（学術機関（大学などの高等教育機関や研究所などの研究機関）に所属し、学術研究に業務としてまたは業務見習い（教育）として関わる者、つまり、職業研究者と学生）である。この点において、研究者は研究遂行の特権を有しており、それゆえに一般市民よりも高い倫理観を持ち、倫理的にふるまうことが期待され、またそうすることが求められる。研究者は研究を通して人類の英知の発展と深化に寄与することを社会から負託されており、その要請に応える責務がある。それゆえ、研究は、直接的であれ間接的であれ何らかの形で社会に還元されるべきものであり、だからこ

そ、研究の自由や研究における自由という特権（自律性）を保障されている。

しかし、研究費の不正使用や論文の捏造や改ざんや盗用といった研究者の不祥事は、ことあるごとにマスメディアを騒がせている。研究不正の事例として特に有名なものに、2005年に発覚したソウル大学のファン・ウソク教授による胚性幹細胞（ES 細胞）についての論文捏造がある。これは、ヒト由来の体細胞をクローニングして ES 細胞の作製に世界で初めて成功したとする論文をファン教授が捏造した事件である。また、2012年には、iPS 細胞を使った心筋移植に成功したという一部のメディアによる誤報を契機に、虚偽を事実として主張した研究者自身の倫理観そのものが真っ向から問われるような事件も起こった。

このように目につくのは、いわゆる「理系」の研究についての不祥事だが、「文系」、つまり人文・社会科学の研究においても、数々の研究不正が発覚している。2007年には、ある国立大学において、大学内に設置された不正調査委員会が、社会学を専門とする准教授が執筆した論文4篇の盗用を認めた。また、ある国立大学准教授が哲学系の学術誌に執筆した論文の一部に盗用が認められた。それを受けて論文の撤回が行われるとともに、その准教授に対して所属機関は懲戒処分を下した。また、2012年には、ある私立大学の教授が学術誌に寄稿した論文の中に他人のブログの無断転用があったという報道がなされた。

こうした相次ぐ研究不正という不祥事のために、これまで以上に、研究者に対する社会的信用が危機に瀕していると言ってよかろう。これらの不祥事はひとえに社会に対する背信行為であるばかりか、道徳的非難を呼び起こすものでもある。「しなくてはならないと知ってはいるが、できていない」、「してはならないと知っているが、してしまった」という言い訳は全く道理に適っておらず、そう居直ることは倫理にもとる。こういったことが、今改めて研究者に研究倫理が求められる理由だろう。

■ 3 「研究」、「倫理」、「研究倫理」

ここまで「研究倫理」について定義を行わずに話を進めてきたが、「研究

倫理」について理解するために「研究」と「倫理」の意味を確認することから始めよう。

まず、「研究」とはどのようなものだろうか。研究と似た言葉に、「学び」、「学習」、「勉強」がある。それぞれの辞書的な意味と、私たちのライフサイクルの中で、それらの言葉がどのように用いられ、またどのような意味を持つのか考えてみると次の表のように示せるだろう。

「学び」や「学習」	知識や経験を得ること。 →一生を通して、また常日頃、私たちはいろいろなことを「学び」、「学習」している。
「勉強」	知識や見識を深めたり、特定の資格を取得したりするために、学力、能力、技術を身につけること。 →学校に入ると、または上級学校に進学するため、私たちは「勉強」する。また、私たちは試験に向けて「勉強」する。
「学問」	理論に基づいて体系化された知識と方法であり、体系的な知識や理論を専門的に学ぶこと。 →大学に入ると、私たちは「学問」に触れる。
「研究」	物事を学問的に深く考え、詳しく調べ、真理・理論・事実などを明らかにすること。 →大学や大学院では、私たちは「学問」を究めるために「研究」を行う。

一般論ではあるが、失敗から学ぶことや過ちを繰り返さないよう学習することは一生を通した活動であるが、勉強は学校、特に小学校、中学校、高校といった初等・中等教育機関で行う活動である。そして、大学などの高等教育機関や研究機関といった学術機関では、勉強を基にした学問を追究するために研究という専門的な活動を行う。このように、研究とは、主に学術機関で行われる専門性の高い学術活動であるといえるだろう。

次に、「倫理」とはどのようなものであろうか。ここでは、「個人や集団の間、または社会で共有されている、生きていく上で従う（べき）規範、規則、取り決め、約束事」と考えよう。

すると、「研究倫理」とはどのようなものだろうか。字義そのままでは

「研究の倫理」または「研究における倫理」となる。先に見た「研究」と「倫理」の意味を組み合わせると、「研究にあたり研究者が身につけておかねばならない規範、研究者が従わなければならない規則、研究者に要請される基準」と定義できる。研究倫理に適った行為は、一般的に「責任ある研究活動（responsible conduct of research）」や「研究における責任ある行為」と呼ばれる。

「倫理」	「個人や集団の間、または社会で共有されている、生きていく上で従う（べき）規範、規則、取り決め、約束事」
「研究倫理」	「研究にあたり研究者が身につけておかねばならない規範、研究者が従わなければならない規則、研究者に要請される基準」

■ 4 研究不正

「研究不正」とは何だろうか。さしあたり「研究不正」とは、「研究倫理に反すること」、つまり「研究にあたり研究者が身につけておかねばならない規範、研究者が従わなければならない規則、研究者に要請される基準に反すること」と定義しよう。研究不正とされる行為の例としては、①「捏造」、②「改ざん」、③「盗用」を挙げることができる。これは研究を行う上で「絶対にしてはいけない行為」であり、もししてしまったら研究者としての信頼や信用を失うどころか、研究者としての立場、地位、職までも脅かし、研究することができなくなってしまうような行為である。これらをまとめて「研究不正行為（research misconduct）」または「特定不正行為」と呼ぶことがある。

研究不正行為

- ① 「捏造」：存在しないデータなどをでっちあげること
- ② 「改ざん」：データを意図的に変えること
- ③ 「盗用」：他人のアイデアを盗んだり無断で使ったりすること

しかし、研究不正として問題になるのはこれらの不正行為だけではない。「研究活動にかかわる不正」というものも存在する。例えば、本人に無断で（同意なく）研究分担者に入れる（研究分担者から外す）、研究に関わっていないにもかかわらず、共同研究者に入れる、研究に関わっているにもかかわらず、共同研究者として認めない、定められた用途以外に研究費を使用する、知り合いの投稿論文の査読を不当なまでに甘くする（厳しくする）。これらは「好ましくない研究活動（questionable research practice）」¹⁾と呼ばれることがある。というのは、「捏造」「改ざん」「盗用」といった特定不正行為は、研究そのものを揺るがす結果をもたらすがゆえに、誰もが不正と認める絶対に許されない行為であるのに対して、「好ましくない研究活動」は、たとえ研究そのものが真っ当であったとしても、まさに研究者としての責任や誠実さが疑われかねない行為だからである。この好ましくない研究活動は、責任ある研究活動と特定不正行為の間の「グレーゾーン」に位置づけられるということを確認しておこう（第2章、第3章で詳述）。そして、この「グレーゾーン」に入るような事例が研究不正の事例の中でもかなりの割合を占めているのである²⁾。

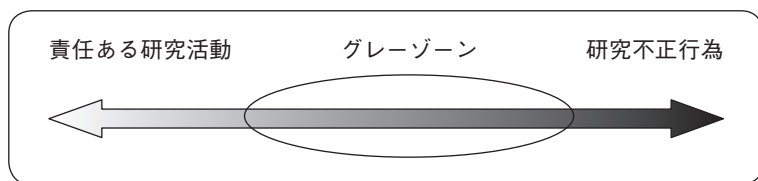
■ 5 研究不正とグレーゾーン問題

様々な研究活動を、白から黒への一直線のグラデーションに位置づけてみよう。捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用は、明らかに研究倫理にもとる行為である。これらの行為は研究不正であり、グラデーションの片方の極

1) 英語の字義的には「疑義ある研究実践」または「疑わしい研究実践」という意味がより近いと考えられるが、ここでは定訳に従う。

2) 2013年にはある国立大学において、公的研究費等の不適切な経理処理、具体的には業者への預け金を行ったとして44名の教員が調査委員会によって処分相当と認定（うち1名については私的流用があったと認定）、43名が処分を受けた（うち1名は処分確定前に退職）。この大学の総教員数を約2,100名とすると、2%以上の教員が何らかの公的研究費等の不適切な経理処理を行っていたことになる。これは、喻えて言うなら、50名を定員とする1つのクラスがあるとすれば、そのクラスにおいて平均1名が公的研究費等の不適切な経理処理を行っていた計算になる。もっとも、これは調査によって判明した数であり、見つからなかった案件が全くないとは言いきれない。また、過去に遡れば、その数はかなり多くなるかもしれない。

である「黒」に位置づけられる。逆に、「責任ある研究活動」は研究倫理に適っており何の問題もないので、研究不正とは対極にある「白」に位置づけられる。問題は、白と黒の間にグレーの領域が存在することである。そのグレーの領域は、限りなく白に近いグレーと、限りなく黒に近いグレーの連続体と言えるだろう。



このグレーゾーンにさしかかる場所に位置づけられる行為は、時として研究倫理に適うか否かを判断することが難しい場合もある。こういった、迷ってしまう、悩んでしまうような状況に直面することの方が、私たちが遭遇する機会としては圧倒的に多いはずである。意図的に特定不正行為を行う研究者はおそらくそれほど多くはない。むしろ、私たちが研究者として最も恐れることの一つは、いつの間にか、それと知らずに、研究不正のグレーゾーンに慣れ、気づけば真っ黒な不正に手を染めていることではないだろうか。このような問題を避けるためには、事前にあれこれと考えておくことが必要である。後で見るような「倫理テスト」を活用することも有効な手立ての一つだろう。

■ 6 研究倫理の射程

ここでもう一度、研究倫理の射程を確認しておこう。研究倫理には、「研究を行う際の倫理」と並んで、研究に携わる専門職業人たる研究者としての倫理（「研究者の倫理」）、そして、研究を取り巻く環境に関わる「研究環境の倫理」が含まれる³⁾。研究倫理の射程を把握する際には、以下の3つのレベルが複雑に絡むことを踏まえておくことと見通しがよくなるだろう。

- ①「ミクロの研究倫理」：研究を行う際に求められる倫理。または、研究における倫理、つまり研究遂行に関わる規範や規則。(例：捏造、改ざん、盗用といった特定不正行為、研究協力者の権利の保護、利害衝突)
[本書の第1章、第2章で主に扱う]
- ②「中範囲の研究倫理」：研究職という専門職に関わる倫理。または、研究者の専門職倫理、および、研究専門職としての研究者の規範、研究を取り巻く規範。(例：オーサーシップ、組織のメンバー間の関係、研究組織運営、研究費の取り扱い、論文査読)[本書の第3章、第4章で主に扱う]
- ③「マクロの研究倫理」：研究が行われる環境の倫理。または、組織倫理としての学術環境倫理。(例：公正かつ透明性が担保された研究環境の整備、研究不正の防止や対応に関わる制度の設計と運営、研究倫理教育の支援と普及)[本書の第5章、第6章で主に扱う]

このように、研究倫理の射程は、研究という活動そのものにかかわる倫理、研究者に求められる倫理、そして研究を取り巻く環境としての学術機関の組織倫理や、広くは行政や社会との関わりについての倫理に及ぶ。なお、本書では、簡便のため、ミクロの研究倫理を「狭義の研究倫理」と呼び、中範囲の研究倫理とマクロの研究倫理をあわせて「広義の研究倫理」と呼ぶことにしておこう。

■ 7 研究倫理をめぐる2つの誤解①

——研究倫理は単なるコンプライアンス

研究倫理をめぐるよく耳にする誤解がある。研究倫理について適切に理解するために、主な誤解を2つほど解いておくことにしよう。

3) この分類は、「教授職の倫理」を「ある種の専門職倫理」として、また「学術倫理」を「ある種の組織倫理」とした、マイケル・デイヴィスが提示した類型を参考にした(Davis, 1999, pp 25-26)。なお、本書で「教授職の倫理」ではなく「研究者倫理」ないし「研究職倫理」という言葉を使うが、それは、割合は少ないにせよ、いわゆる文系の研究者にも、高等教育機関ではなく教育を主たる目的としない学術組織に属する者がいるからである。

第一に、研究倫理は法令遵守（コンプライアンス）で片づく問題だ、という誤解である。確かに、研究を進める上で法令違反は到底許されず、その意味において法令遵守は研究倫理のボトムラインと言える。しかし、法令等を遵守してさえいれば倫理的な研究なのかと言えば、決してそうではない。

例えば、ある公的研究費に基づく研究の遂行について考えてみよう。研究遂行上、その研究費を使用するにあたってのルールは細かく定められている。もちろん、このルールに違反した使用をすると、研究費の返還やその後の研究費公募への応募停止や制限といったペナルティが課せられる。しかし、ルールに違反していなければ倫理的であるかと言えば、必ずしもそうとは言えない。たとえ研究費使用の法令遵守が完璧だったとしても、例えば、そのルールの範囲内で研究費を教授がお気に入りの特定の院生にだけ特別に多く使用させているとしたらどうだろうか。その教授の研究費使用は、法令には違反していないが、必ずしも倫理的だとは言えないだろう。

さらに言えば、例えば盗用が倫理にもとるのは、それが法令によって禁じられているからではない。盗用は、研究活動そのものを根腐れさせるものであるからこそ研究倫理にもとるのであり、それゆえに、時に法令で禁止されるものである。要するに、研究倫理の問題は、法令遵守に尽きるものではない、ということである。

■ 8 研究倫理をめぐる2つの誤解②

——研究倫理は難しい学術研究

2つの誤解のうちのもう一方は、研究倫理とは、倫理学者が専門的な倫理学理論や複雑な概念を使って抽象的に論じるものであって、倫理学の素養や知識がないと普通の人には理解できない難解な代物だ、という誤解である。

確かに、研究倫理が研究対象とされ、「学」として研究されることもある。しかし、研究倫理を理解するために、倫理学理論そのものを理解している必要はない。むしろ、研究倫理は、研究に携わる者であれば誰にでも理解できるものでなければ意味がない。なぜなら、研究倫理の問題に実際に直面するのは、研究に携わるすべての人びとに他ならないからである。

研究倫理の問題には、通常の「標準操作手順 (standard operational procedure)」では解決できないものも含まれる。そうした厄介な倫理問題に直面した時に、どのような行動をとるべきなのか。そのような事態が起きないに越したことはないのだが、もし起きてしまった場合に何も準備ができていないのでは心許ない。その渦中に自分や他の研究者が置かれた場合について事前に対処法を考えておくことが肝要なのである。対処法について考えておけば、緊急事態の中でも最悪の選択だけは避けられる可能性が高くなるからである。

このように、研究倫理は、「学研究」というよりむしろ、「処世術」として考えた方がしっくりくる。とはいえ、ここでいう処世術は、一般的にいわれる「巧い世渡りの方法」ではない。「処世術」としての研究倫理とは、研究者の職務上の処世術、つまり「研究に携わる専門職業人である研究者の職務上における自己管理術」である。極端に言えば、研究者の処世術として最低限期待され求められるのは、「研究不正を行わず、いわれのない不正の疑いをかけられないように職務である研究やそれに関わる活動を行い、倫理問題に直面したときでも最悪の選択だけは避けることができる智恵と深慮を身につけること」だと言えるだろう。

「処世術」としての研究倫理

＝研究に携わる専門職業人である研究者の職務上における自己管理術

自分自身が倫理問題に直面したとき、「それが倫理的に問題だとは知りませんでした」「どこが倫理問題なのか分かりません」では通用しない。もちろん、故意に悪いことをするのは悪い、というのは当たり前である。しかし、研究倫理においては、「故意は悪い、しかし無知も同じく悪い、いや、無知はいっそう悪い」と言えるかもしれない。研究者には、研究に携わる専門職業人として職務上の自己管理を行うために、積極的に研究倫理を身につけることが求められるからである。

■ 9 専門職倫理としての研究（者）倫理

それでは、研究者が研究倫理に基づく研究を遂行するようになるためにはどうすればよいのだろうか。その手がかりの一つに、専門職倫理からのアプローチがある。専門職倫理は、当の専門職業集団の構成員に対して法令遵守以上に何か倫理的に重要な義務と責任を課す。さらに、専門職倫理の究極的な目的は、その専門職に就く職業人が業務の遂行を通して専門職業人としての生を自覚するのみならず、それを開花させ、より豊かなものにしていくことである。つまり、よき専門職業人⁴⁾として自覚的・自律的に生きることこそが、専門職倫理が目的とするところである。

ここで、研究者とは何かという「そもそも論」に立ち返ってみよう。研究者とは研究を専門とする職業人、つまり研究という専門職（プロフェッション）に就く専門職業人（プロフェッショナル）である。専門職とは、「法、市場、[一般的な] 道徳、世論が要請することを越えた、道徳的に許容される方法で道徳的な理念に公に奉仕することによって生計を立てるために、自発的に組織された同じ職業に就く個人の集団」（Davis, 2009, p. 217）と定義される。専門職を特徴づける性質としては、高度な専門的知識と技術とそれらを業務に適用できる高い能力を有し、それらを獲得するために長期にわたる高度な教育と訓練を受けており、自律的な職能集団を形成し、倫理綱領を持っていることなどを挙げることができる。

しかし、それだけではない。哲学者のマイケル・デイヴィスが指摘するように、専門職は、道徳的に非常に重要な公共的価値、つまり専門職としての道徳的理念を実現する職業である点において、他の職業と一線を画す。いくつか例を挙げてみよう。例えば、医師集団が医療に関わる専門職集団として、

4) 「よき専門職業人」であるということは、必ずしも「よき市民」や「よき配偶者」、「よき親」であることと同義ではない。「よき専門職業人」とは専門職に就く者がその業務を遂行することに付与される「専門職業人としての倫理」であり、その「よさ」は業務外において必ずしも求められるものではない。「専門職上の倫理」と「一般的な通常の倫理」とは区別される。専門職業人もまた、その業務外においては他の一般的な通常の人と同じように生活しており、そこで通常の人以上に非難されるものではない。とはいえ、専門職業人が不祥事を起こしたときには、社会からの厳しい批判にさらされるのも現実である。

また個々の医師が当該業務に関わる専門職業人として実現を目指す非常に重要な公共的価値は、健康である。また、当該業務の遂行を通して人々の健康の増進に貢献することが医師集団や個々の医師が果たすべき専門職上の道徳的に重要な使命と言える。同じように、弁護士集団が法に関わる専門職集団として、また個々の弁護士が当該業務に関わる専門職業人として実現を目指す非常に重要な公共的価値は、社会正義である。また、当該業務の遂行を通して社会正義の実現に貢献することが弁護士集団や個々の弁護士が果たすべき専門職上の使命なのである。

研究者の実現すべき公共的価値＝人類の英知の発展と深化

研究者の果たすべき使命

＝当該業務の遂行を通して人類の英知の発展と深化に貢献すること

それでは、研究に関わる専門職はどうだろうか。研究者集団が研究に関わる専門職集団として、また個々の研究者が当該業務に関わる専門職業人として実現を目指す非常に重要な公共的価値は何か。それは、人類の英知の発展と深化である。また、当該業務の遂行を通して人類の英知の発展と深化に貢献することこそが、研究者集団や個々の研究者の果たすべき専門職上の使命である。荒っぽい言い方をすれば、研究者の使命とは、優秀な研究者として名を馳せることなどではない。地位や名声は、研究活動を通じて人類の英知の発展と深化への貢献を行い、それが同僚や多くの人々から認められた結果として、たまたまついてくるものにすぎないのである。

■ 10 専門職の倫理綱領と3つの倫理モデル

専門職倫理は、専門職の業務遂行にあたって求められる特別な道徳的行動基準であり、それは構成員に等しく課される。そうした特別な基準は通常、倫理綱領において表明されている。倫理綱領とは、「特定の専門職集団による当該専門職の職業倫理の表明」に他ならない。

倫理綱領の3要素

- ①コンプライアンスモデル：「禁止の倫理」
- ②社会的責任モデル：「大志の倫理」
- ③自己実現モデル：「喜楽の倫理」

倫理綱領に含まれる要素は、次の3つの倫理モデルに分類することができる。1つ目は、コンプライアンスモデルである。これは、最低限の専門職倫理上の義務履行、つまり「べからず」に関わる「禁止の倫理」である。この倫理モデルは、自分の所属する組織や組織の他のメンバーあるいは自分自身に不利益になることを避けようという動機にもとづき、「研究倫理を実践しないと罰を受けることになるから守る」という方向づけを行う。もちろん、倫理綱領の要素はこれだけではない。これだけでは、「ルールで定められていないことについては何をしてもいい」という誤解を生じさせかねないからである。

2つ目は、社会的責任モデル⁵⁾である。これは、専門職としてのあるべき姿、例えば、「専門的な知識や能力を業務に生かし、その公共的価値の実現に向けた業務を通して広く社会に貢献することで社会からの付託に応え、その社会的責務を遂行する」といった理想を掲げる「大志の倫理」である。大志を抱き社会の負託に応える。このことは確かに高邁な理念ではある。しかし、果たしてこの理念だけでどれほどの研究者が実際に研究倫理を実践しようという動機を持てだろうか。いささか心許ない。

そこで、第三の倫理モデル、すなわち自己実現モデルが求められることになる。この倫理モデルは、専門職業人が業務の遂行を通して専門職業人としての生を開花させ、それをより豊かなものにしていくために、公共的価値の

5) このモデルは、むしろ「社会契約モデル」と言われることの方が多い。戸田山によると、このモデルは、「専門職は社会からさまざまな『よきもの』を与えられる。例えば、高い教育機会、業務の独占権、自律、広い自由裁量の範囲、高い社会的地位、威信・尊敬などを挙げることができる。これらの『よきもの』を社会から与えられたことへのいわば返礼として、専門職は倫理綱領を定め、そこで他の職業一般には要求されないより大きな責任を果たすこと（たとえば公衆の福祉、安全、健康を守ること）を社会に対して直接約束する」ことを特徴とする（戸田山、2007、293頁）。